

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年5月22日

【発行者名】 UBS (Lux) ボンド・シキャブ
(UBS (Lux) Bond Sicav)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ボンド・シキャブ
ーコーポレート・ボンド (米ドル)
ーハイ・イールド・ボンド (米ドル)
(UBS (Lux) Bond Sicav - USD Corporates (USD) / USD High
Yield (USD))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
届出の対象とした募集外国投資証券は、コーポレート・ボンド (米
ドル) クラス P-a c c 投資証券およびハイ・イールド・ボンド
(米ドル) クラス P-a c c 投資証券の2種類であり、いずれも記
名式無額面投資証券である。
上限見込額は、以下の通りである。
コーポレート・ボンド (米ドル) について9億9,300万米ドル (約
1,072億円)
ハイ・イールド・ボンド (米ドル) について15億3,250万米ドル (約
1,654億円)

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ド
ル=107.92円) による。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段
の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月29日に提出した有価証券届出書（2020年2月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）について、2020年5月22日付で、投資方針、投資リスク、海外における申込手数料および資産の評価等に関する事項等が修正され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

<訂正前>

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド (米ドル)

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド (米ドル) は、上記の投資方針に従い、その資産の3分の2以上を会社により発行される前述の債務証券および債権に投資する。各サブ・ファンドの投資対象の3分の2以上は、AAAからBBB-まで（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、または他の公認格付機関による同等の格付けまたは公的格付けを取得していない新規銘柄の場合は同等のUBS内部の格付けを有さなければならない。BBB-または同等の格付けを下回る格付けを有する債券への投資は、サブ・ファンドの資産の20%を超えてはならない。投資対象の3分の2以上は、サブ・ファンドの名称が示す通貨建てとする。

(中略)

典型的な投資家の特性

当該サブ・ファンドは、米国の社債の広範なポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ハイ・イールド・ボンド (米ドル) は、上記の投資方針に従い、その資産の3分の2以上を前述の債務証券および債権に投資する一方で、その投資対象の3分の2以上をBB+からCCCまで（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、または同等の格付機関による同等の格付けまたは格付けを取得していない新規銘柄の場合は同等のUBS内部の格付けを有する債券とする。CCCまたは同等の格付けを下回る格付けを有する債券への投資は、当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。セクターおよび借手手の観点から投資対象の幅広い分散は十分に検討される。通常、低格付の投資対象は平均を上回る利回りを提供する場合もあるが、格付の高い発行体への投資と比べ信用リスクも高くなる。投資対象の3分の2以上は、米ドル建てとする。

(中略)

典型的な投資家の特性

当該サブ・ファンドは、低格付のハイ・イールド債券の広範な米ドル建てのポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

(後略)

<訂正後>

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド (米ドル)

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債インデックス・米ドルを用いる。ポートフォリオの一部は、同一の商品に投資され、ベンチマークと同一の組入比率を適用することがあるが、ポートフォリオ・マネージャーは、商品の選択という点において、ベンチマークによる制約を受けない。特に、ポートフォリオ・マネージャーは、投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれていない発行体の債券に投資すること、および／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形で、セクターにおける投資対象の割合を構成することができる。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド (米ドル) は、上記の投資方針に従い、その資産の3分の2以上を会社により発行される前述の債務証券および債権に投資する。各サブ・ファンドの投資対象の3分の2以上は、AAAからBBB-まで（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、または他の公認格付機関による同等の格付けまたは公的格付けを取得していない新規銘柄の場合は同等のUBS内部の格付けを有さなければならない。BBB-または同等の格付けを下回る格付けを有する債券への投資は、サブ・ファンドの資産の20%を超えてはならない。投資対象の3分の2以上は、サブ・ファンドの名称が示す通貨建てとする。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、米国の社債の広範なポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ USハイ・イールド・キャッシュペイ・コンストレインド・インデックス・米ドルを用いる。ポートフォリオの一部は、同一の商品に投資され、ベンチマークと同一の組入比率を適用することがあるが、ポートフォリオ・マネージャーは、商品の選択という点において、ベンチマークによる制約を受けない。特に、ポートフォリオ・マネージャーは、投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれていない発行体の債券に投資すること、および／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形で、セクターにおける投資対象の割合を構成することができる。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ハイ・イールド・ボンド (米ドル) は、上記の投資方針に従い、その資産の3分の2以上を前述の債務証券および債権に投資する一方で、その投資対象の3分の2以上をBB+からCCCまで（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、または同等の格付機関による同等の格付けまたは格付けを取得していない新規銘柄の場合は同等のUBS内部の格付けを有する債券とする。CCCまたは同等の格付けを下回る格付けを有する債券への投資は、当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。セクターおよび借手手の観点から投資対象の幅広い分散は十分に検討される。通常、低格付の投資対象は平均を上回る利回りを提供する場合もあるが、格付の高い発行体への投資と比べ信用リスクも高くなる。投資対象の3分の2以上は、米ドル建てとする。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、低格付のハイ・イールド債券の広範な米ドル建てのポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

(中略)

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることもある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

証券金融取引のエクスポージャー

(中略)

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS (Lux) ボンド・シキャブー コーポレート・ボンド (米ドル)	0%—10%	50%	0%	100%	0%—50%	100%
UBS (Lux) ボンド・シキャブー ーハイ・イールド・ボ ンド (米ドル)	0%—50%	100%	0%	100%	0%—50%	100%

ABS／MBSの使用に伴うリスク

投資者は、ABS、MBSおよびCMB Sへの投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール（ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、MBSまたはCMB Sの債権の場合は不動産ローンである。）のエクスポージャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー（利息、債権の償却および不定期の償却を含む。）は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによるABS／MBSへの投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日より概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および／または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。サブ・ファンドは、満期日までの平均期間が0年ないし30年の有価証券に投資する。

異なる法律体系を有する異なる国のABS／MBSが存在する。サブ・ファンドは、欧州経済領域の加盟国すべておよびスイスのABS／MBSに投資することができる。原証券がサブ・ファンドのガイドラインで許可され、有価証券が顧問によって定められた調査に基づく基準を満たす場合、他の国への投資が検討されることがある。

サブ・ファンドは、ABS／MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS／MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

リスク管理

（後略）

<訂正後>

（前略）

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

（中略）

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなる可能性がある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポ

ジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

ABS／MBSの使用に伴うリスク

投資者は、ABS、MBSおよびCMBSへの投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール（ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、MBSまたはCMBSの債権の場合は不動産ローンである。）のエクスポージャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー（利息、債権の償却および不定期の償却を含む。）は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによるABS／MBSへの投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日より概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および／または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。サブ・ファンドは、満期日までの平均期間が0年ないし30年の有価証券に投資する。

異なる法律体系を有する異なる国のABS／MBSが存在する。サブ・ファンドは、欧州経済領域の加盟国すべておよびスイスのABS／MBSに投資することができる。原証券がサブ・ファンドのガイドラインで許可され、有価証券が顧問によって定められた調査に基づく基準を満たす場合、他の国への投資が検討されることがある。

サブ・ファンドは、ABS／MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS／MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

CDO／CLOの使用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが、CDOまたは原資産がローンの場合にはCLOとして知られるある種の資産担保証券に投資することがある旨を知らされている。CLOおよびCDOは、一般的に、異なる優先順位を有する複数のトランシェで構成されており、最上位のトランシェは原資産のプールから元本および利息の支払いが最初に行われ、その後、次に最も上位のトランシェなどと、最下位のトランシェ（エクイティ・トランシェ）まで下がり、かかる元本の返済および利息は最後に行われる。CDO／CLOはその原資産の価値の下落により深刻な損害を被る可能性がある。また、その複雑な構造により評価が困難となり、異なる市場シナリオにおけるパフォーマンスも予測が困難となる可能性がある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

証券金融取引のエクスポージャー

(中略)

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS (Lux) ボンド・シキャプ コーポレート・ボンド (米ドル)	0%－10%	50%	0%	100%	0%－50%	100%
UBS (Lux) ボンド・シキャプ －ハイ・イールド・ボンド (米ドル)	0%－50%	100%	0%	100%	0%－50%	100%

リスク管理

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

a. 海外における申込手数料

<訂正前>

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大2%とする。

<訂正後>

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大3%とする。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3

管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (i) 純資産価格の計算」の項に基づく
くシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (i) 純資産価格の計算」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2019年12月末日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有投資口
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジメ ント (スイス) エイ・ジー、バーゼ ル、マネージング・ディレクター	該当なし
<u>アイリス・エベラル</u> (Iris Eberhard)	<u>取締役会役員</u> (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	<u>UBSアセット・マネジメント・ス</u> <u>イス・エイ・ジー (チューリッヒ)</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー (チューリッ ヒ) マネージング・ディレクター	該当なし

(後略)

<訂正後>

(2020年4月末日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有投資口
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジメ ント (スイス) エイ・ジー、バーゼ ル、マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー (チューリッ ヒ) マネージング・ディレクター	該当なし

(後略)

第2 手続等

1 申込 (販売) 手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

発行価格は投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の2%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。本投資法人の投資証券を販売する国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

発行価格は投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の3%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。本投資法人の投資証券を販売する国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスの全ての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することが出来る。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資家は当該買戻しの結果いかなる追加費用、または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (i) 純資産価格の計算」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスの全ての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することが出来る。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資家は当該買戻しの結果いかなる追加費用、または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (i) 純資産価格の計算」に記載されるスイング・プライシングの原理が適用される。

(後略)

4 その他

<訂正前>

(前略)

データ保護

(中略)

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

<訂正後>

(前略)

データ保護

(中略)

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（2）で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

指数提供者

ブルームバーグ・バークレイズ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。BARCLAYS®は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークであり、使用許諾に基づき使用される。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社（ブルームバーグ・インデックス・サービスズ・リミテッドを含む。）（総称して、以下「ブルームバーグ」という。）またはブルームバーグのライセンサーは、販売目論見書に記載されるブルームバーグ・バークレイズの指数におけるすべての所有権を有する。

ICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ

ICEデータ・インディシーズ（以下「ICEデータ」という。）は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、指数、指数データおよびこれらに関係し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性または特定の目的もしくは使用に対する適合性の保証を含め、明示・黙示を問わず、一切の保証および表明を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよびその関連会社についても、これらの商品およびサービスについて後援せず、保証せずかつ推奨しない。この免責事項は英語版が優先する。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（i）純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券の発行または買戻しを行う毎に変更するかかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券総数の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの全クラスの投資証券すべてに影響する購入または買戻しの総計が純資本の流出入をもたらす場合、サブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減

少することがある（シングル・スイング・プライシング）。かかる調整は、最大で純資産価額の2％に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の配分についての想定される指値／呼値と同様に考慮される可能性がある。純増域が影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の増加という結果になるものであれば、純資産価額が増加するように調整される。純増域が投資証券を下落させるものであれば、純資産価額は減少するように調整される。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準額を設定することができる。これは、ファンドの純資産の既定の取引日における純増減の比率または関連するサブ・ファンド通貨の一時金から計算されることがある。既定の取引日にかかる基準を満たした場合のみ、純資産価格は調整される。

各サブ・ファンドの資産の価値は以下の要領で計算する。

（中略）

特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

各ファンドの純資産価格に関する照会先は、日本における販売会社である。

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券の発行または買戻しを行う毎に変更するかかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券総数の比率に従って算定される。

各サブ・ファンドの資産の価値は以下の要領で計算する。

（中略）

特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

（a）サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。

（b）サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。

（c）サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、

（d）投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

各ファンドの純資産価格に関する照会先は、日本における販売会社である。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員の状況

<訂正前>

A. 管理会社

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ミュラー・ウェグナー</u> (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、マネージング・ディレクター	該当なし
<u>アンドレアス・シュラター</u> (Andreas Schlatter)	ヴァイス・チェアマン	スイス、キュッティンゲン、インディペンデント・ディレクター、数学者(博士)	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター／ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 ルクセンブルグ、ディレクター	該当なし
<u>パスカル・キストラ</u> (Pascal Kistler)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBSビジネスソリューションズ・ エイ・ジー、チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし

B. 投資運用会社

(後略)

<訂正後>

A. 管理会社

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2020年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> (André Valente)	チェアマン	<u>UBSファンド・マネジメント</u> (スイス) エイ・ジー、スイス、 <u>バーゼル、CEO</u>	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター／ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 <u>デュードランジェ、</u> <u>インディペンデント・ディレクター</u>	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 <u>ルクセンブルグ大公国、</u> <u>ルクセンブルグ、CEO</u>	該当なし
<u>クリスティアン・マウラー</u> (Christian Maurer)	<u>ディレクター／</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー、スイス、</u> <u>チューリッヒ</u> <u>ヘッド・オブ・プロダクト・マネジ</u> <u>メント</u>	該当なし

B. 投資運用会社

(後略)